

し尿処理事業

(1) 概要

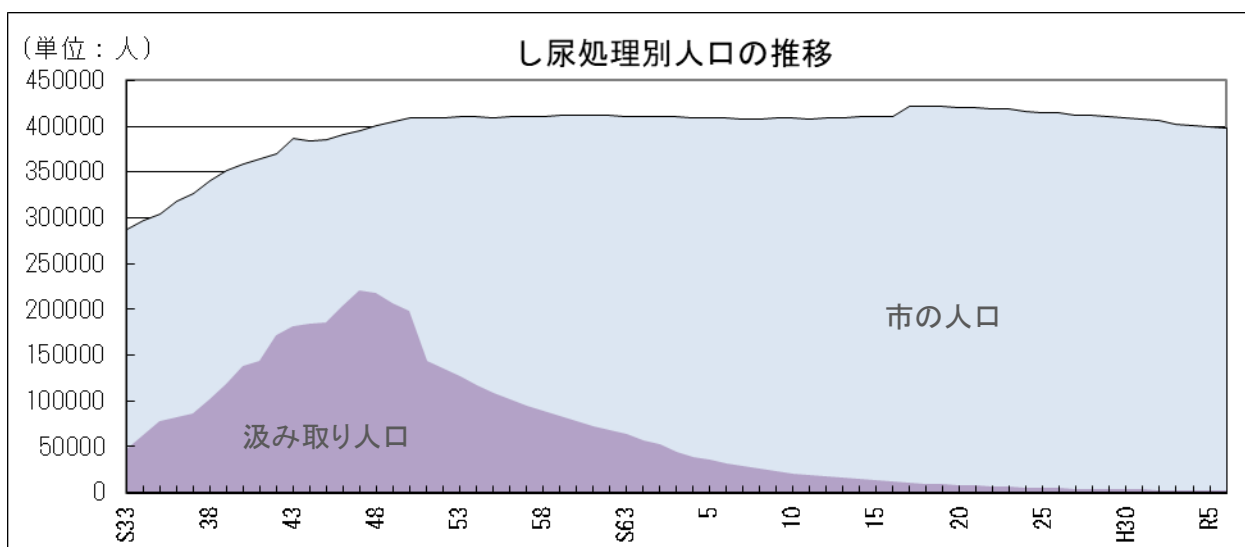
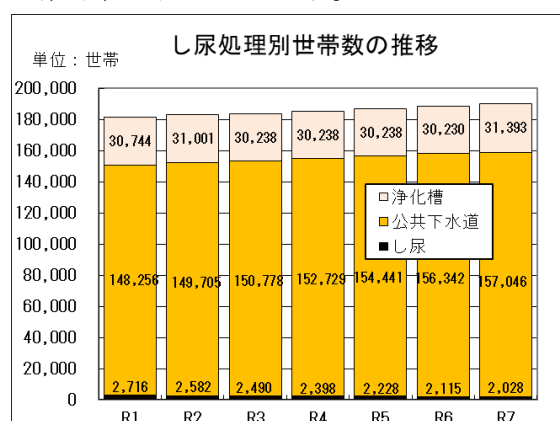
岐阜市のし尿収集は、古くは近郊農家の肥料としてのくみ取りに端を発し、人口の増加等に伴い、昭和27年度から市職員による収集処理を開始しました。当時はリヤカーに樽を積み手作業で実施していましたが、需要の増加に伴いより効率的な業務推進を図るため、昭和29年にバキューム車5台を導入し、職員10名をもって機械化収集に着手しました。

その後、化学肥料の普及などによって農家が行うくみ取りが減る一方で、市が行うし尿収集の戸数は増加の一途をたどり、昭和32年度には収集業務の一部を民間へ委託しました。

また、収集したし尿は、当初は下水処理場で処理していましたが、収集量が増大したため、昭和38年2月に処理能力66kℓ/日の衛生センター（岐阜羽島衛生施設組合し尿処理場）を羽島郡との共同によって建設しました。それでもなお、し尿処理の大半を下水処理場に依存する体制がしばらく続いたため、昭和47年11月に処理能力300kℓ/日の寺田プラントを独自に建設し、し尿の全量処理体制を確立させました。

その後、下水道整備事業の推進に伴う水洗化の進展や浄化槽の普及によって、し尿処理戸数は昭和47年をピークに減少傾向にあり、次第にし尿の量を浄化槽汚泥の量が上回り、平成17年3月には寺田プラントを浄化槽汚泥専門処理施設に改造し、し尿の全量を衛生センターで処理しています。

しかし、浄化槽汚泥発生量の減少が見込めないことから、寺田プラントでは、平成26年度から2か年計画で施設改造工事を実施。循環型社会形成推進交付金の対象となるディスポーザー汚泥処理・脱水汚泥の含水率が、70%未満の低含水率脱水機を導入し、処理能力の増強・運転システムの効率化を図っています。



(2) 収集・運搬

し尿の定期収集は、し尿くみ取りの申し込みのあった世帯に対して、23日間隔を基準にして巡回収集を行っています。

現在は、地域区分に応じて直営と委託の2形式とし、あわせて車両10台、作業関係職員21名をもって作業にあたっています。

また、水洗化の進展に伴い、くみ取り処理戸数が減少する一方で、工事現場や様々な催し物等で使用する仮設トイレのくみ取りの必要があります。それらのくみ取り依頼は不定期であるとともに、作業場所も市内全域に散在するため、通常の定期巡回用の収集車両以外に、予備車両も使用して効率よく収集する体制をとっています。

また、岐阜市では、毎年5月11日から10月15日までの期間、長良川の鵜飼が開催されています。最近では、鵜飼の観覧船へのトイレの設置やトイレ船の導入などによってより快適な観覧環境が整備されていますが、この期間中、週3回程度観覧船に対するし尿のくみ取りを実施し、岐阜の観光の顔である鵜飼事業の快適で円滑な推進を側面から支えています。

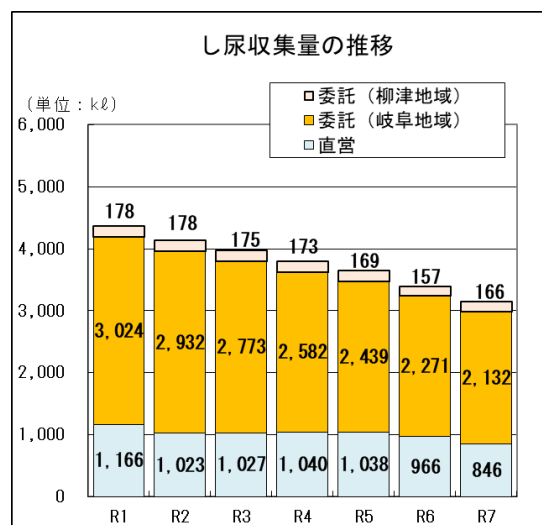
☆令和7年度は3,144kℓのし尿を収集しました。

■し尿収集対象戸数

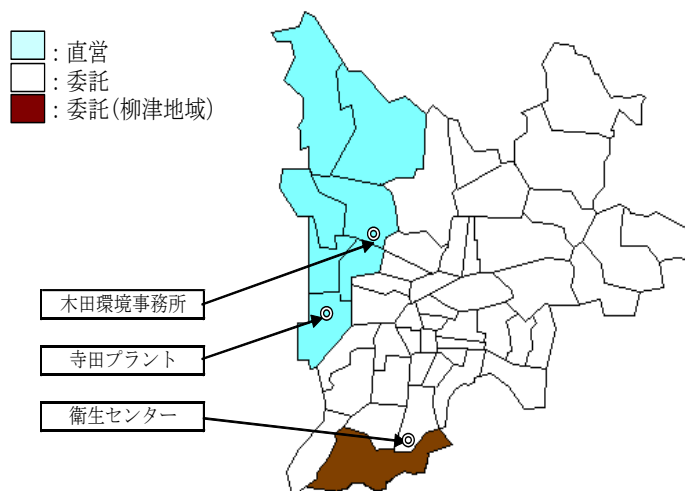
(令和8年4月1日現在)

区 分		定額制		従量制	車両数 (台)	職員数 (人)
		戸 数 (戸)	人 員 (人)	戸 数 (戸)		
直 営	一般世帯	290	457	202	4	7
	公共施設	—	—	74		
委 託	岐阜 一般世帯	844	1,411	499	3	8
	柳津 一般世帯	30	60	89	3	6
合 計		1,164	1,928	864	10	21

■し尿収集量の推移



■し尿収集区域 (令和8年4月1日)



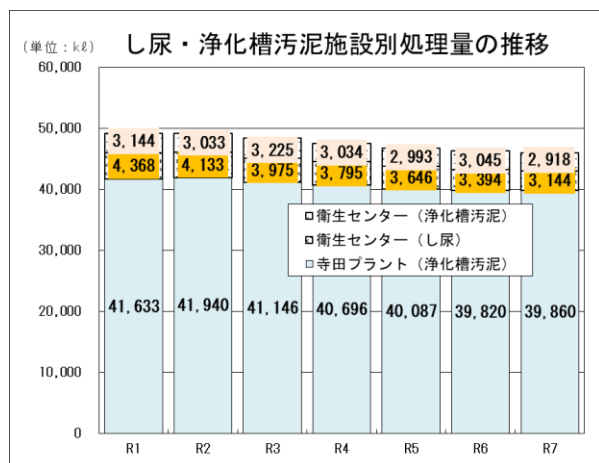
(3) し尿・浄化槽汚泥処理

し尿と浄化槽汚泥は、当初は下水処理場と衛生センターで処理していましたが、収集量が増大したため、昭和47年に寺田プラントを建設し、全量のし尿と浄化槽汚泥の一部を併せて処理することになりました。

平成17年には浄化槽汚泥の処理体制の変更等のため、寺田プラントを浄化槽汚泥専門処理施設に改造し、浄化槽汚泥の大部分が処理されるようになりました。それに伴い、し尿は衛生センターで浄化槽汚泥の一部と併せて処理しています。

その後、浄化槽汚泥発生量の減少が期待できないことから、寺田プラントでは施設の延命化・運転システムの効率化を図るため平成26年度から2ヵ年計画で施設の改造工事を実施しました。

☆令和7年度はし尿を3,143.6kℓ、浄化槽汚泥を39,859.5kℓ処理しました。



(4) 公衆便所

環境事業課が所管する公衆便所は、現在、市内に16ヵ所設置されています。

(詳細はP12参照。)公衆便所の清掃は、市内に点在する公衆便所の清掃作業の効率化を図るため、公園整備課が所管する308ヵ所を含めて地域割りし、その内の35ヵ所(直営11ヵ所、委託24ヵ所)について、環境事業課が清掃を実施しています。清掃は、特に利用の多い公衆便所については1日5回、その他については原則1日1～2回実施し、衛生的で快適な公衆衛生環境の保持に努めています。

市内の公衆便所数(令和8年4月1日現在)

(単位:箇所)

管 轄	施設数	環境事業課		公園整備課	
		直営清掃	委託清掃	直営清掃	委託清掃
環境事業課	16	9	7	0	0
公園整備課	306	2	17	0	288
計	322	11	24	0	288

※粕森公園で委託の重複有り

(5) し尿処理手数料の変遷

し尿を処理するにあたっては多大な費用を要します。効率的な業務運営に努めるとともに、良好な生活衛生環境を維持していくため、利用者には応分の料金負担をいただいています。なお、手数料単価については、し尿処理にかかる処理原価や社会情勢などの諸動向を踏まえつつ、適正な負担をいただくよう逐次見直しを行っています。また、納付方法についても、平成30年度よりスマートフォンによる決済サービスを導入するなど納付機会の拡充に努めています。

し尿処理手数料の推移

単位:円

改 定 日	S29.10.1	S41.12.1	S47.4.1	S51.1.1	S55.4.1	S57.4.1	S59.4.1	H6.4.1	H12.4.1	R元.10.1
定額制 1人1回あたり		25	35	100	130	160	200	280	320	320
従量制 18ℓあたり	10	10	15	50	65	80	100	140	160	160
臨時収集加算金 1回につき								1,000	1,200	1,250